

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第七十三号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例及び関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

一 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)第三十一条の六第一項第一号

二 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例(昭和六十三年七月奈良県条例第六号)第四条第一号
(過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年九月奈良県条例第十五号)第五条第一項第一号

二 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十一年十月奈良県条例第十二号)第五条第一号

三 奈良県産業廃棄物税条例(平成十五年三月奈良県条例第四十三号)第九条第二項第一号

四 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例(平成二十一年七月奈良県条例第八号)第四条第一号

(奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同条第四号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。